

いつもお世話になります。

3月に入り少しずつ暖かくなってきました。それと同時に花粉も勢力を強め、毎日のニュースで花粉情報を確認しています。そんなときにつけるマスクやメガネですが、今はいろいろおしゃれを楽しむものも出ているようです。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

## 先人の言葉

過ぎたことは夢  
来るものは希望

(アラブの)

## 感謝する技術

感謝する技術とは、  
あなたの感謝の気持ちに手や腕や脚をつけ、  
声を加えることで感謝することである。  
感謝する技術とは、  
他人も幸福にしようと努力すること  
自分の幸福を感謝することである。

〜元気手帳より〜

## 今月のいろいろ「掲示板」

### 【鳥対策】

弊所事務所の駐車場の南東の角に電柱が立っているのですが、その電柱に鳥がとまりゴミや糞に困っていたので中部電力さんをお願いし対策していただきました。鳥にはかわいそうですが、剣山のようになっていてこれで鳥がとまることはなくなりそうです。



# 知っところ！「税務のマメ知識」

## 【QRコードによるコンビニ納付と金額基準】

本年1月4日より、“QRコード”を利用したコンビニ納付がスタートしています。パソコンやスマートフォンなどで作成した“QRコード”を基に、コンビニエンスストアの端末で納付書を出力すれば、その場で所得税等を納付できます。利用に当たり、コンビニ納付の対象が、納付税額30万円以下で、現金納付に限られていることに注意しておきたいです。

“QRコード”の作成方法は、①「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成する方法と、②国税庁ホームページの「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」で作成する方法の2つあります。

この点、納付税額30万円超の場合は、①の方法では“QRコード”を作成できない一方、②の方法では、複数の“QRコード”を作成することも可能となっています。例えば、納付税額90万円であれば、90万円の“QRコード”は作成できないものの、30万円の“QRコード”を3つ作成することはできます。

とはいえ、コンビニ納付の対象が納付税額30万円以下に設定されているのは、コンビニ業界が、防犯上の観点から、現金による1件当たりの取扱金額を30万円以下としているためです。複数の“QRコード”を作成しても、コンビニ側に納付を断られる可能性があることには留意しておきたいです。

ちなみに、コンビニ納付は、基本的に全ての国税に対応しているが、源泉所得税については、不納付により税務署から納税告知処分を受けたものに限られています。法人が毎月、所得税徴収高計算書（納付書）により納付する源泉所得税は対象外となります。また、法人税は対応している一方で、地方税（法人事業税等）は対応していないため、法人が“QRコード”を利用してコンビニ納付をする場合は、消費税を中間納付するケースなどが多くなりそうです。

（引用：週刊税務通信 3544号）

## 事務所あれこれ日記

2月14日はバレンタインでしたね。会社によっては最近では自粛しているというところもあるようですが、弊所では例年通りスタッフより所長へ感謝の思いと共にお渡しすることができました。



AOKI LICENSED TAX  
ACCOUNTANT OFFICE

## 青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

